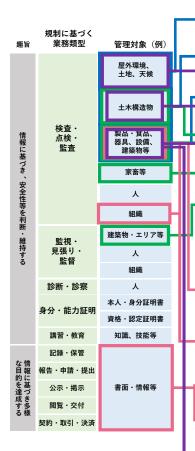
| ※技術解説記事内容を基に、記事で紹介した実証 技術とテクノロジーマップの対応関係を記載 | | | | | Input | | | | | | | | Process | | | | | | | | | Output | | |
|--|---|--|----------|---------------------|--|------------|---|-----------------------|---|-------------|---------------|----------|------------------|-----------------|---|-------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------------------------|--|-------------------------------------|-----------------------------|---|--|
| | | | | | データ取得機能 | | | セキュリティ・ トラスト機能 | | データ伝達機能*1 | | | 判断機能 | | | | | | | | | 対応機能 | | |
| | | | | | | | データ暗号 | | | | | 認識機能 | | | | 解析・ | 予測機能 | | | 機能 | デジタルサイ | | | |
| 趣旨 | 規制に基づく 旨 業務類型 管理対象(例) | | | カメラ、 各種センサ 類等 | カメラ、 各種センサ 類等 オンライン 会議、電子 台帳 | 無人航空機 ドローン | ノース暗号 化、プライ バシーテッ ク(PETs) | 本人認証、 電子透かし NFT | Bluetooth 無線LAN | 衛生通信、 5G | クラウドス トレージ | OCR | 音声文字変 換 | 物体認識、 物体検出AI | 文章解析AI | 点群データ 解析、デジ タルツイン | 亀裂・異常 検出AI | 経年劣化、 故障予測Al | 自動制御 モニタリン グ | 生成AI(画像・動画・ 文章) | ボーン、ス 画マートグラス、ング、 ・トンライン証、ング、 | ング、緊急 通報 | リ遠隔制御 | |
| | 検査・ 点検・ 監査 | 屋外環境、 土地、天候 | Ì | ▶ 登先生記事 | | 0 | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木構造物 製品・食品、 器具、設備、 建築物等 家畜等 | | > 第一弾記事 | イームイフ イースクス イースクス イラ視、マー 特合(可視・カメラー) イマー インデータ インデータ インデータ インデータ インデータ インデータ インデータ インデータ インデータ | | イームズロ イティクス) (ドローン) 綜合警備保 障(ドローン) ミラテクド ローンン) NTTデータ (ドローン) | | | * | * | * | | | NTTデータ (画像処理 AI) | | (点群デー タ) | ミラテクト ローン (損傷把握 | ミラテクド ローン (劣化把握 の画像処理 AI) | <u>.</u> | | 宗合警備保 障 (スマート グラス) | 綜合警備保 障 (リアルタ イムモニタ リング) | |
| | 監視・ 見張り・ 監督 | 人 組織 建築物・エリア 等 人 | | 》 第二弾記事 | パスコ(土 是変位セン サ、光学衛 星撮影) シャイラ) Ridge-i(カ メラ) パーソルP &T(カメ ラ) | | パーソルP &T(ドロー ン、UGV) | | | O* | * | * | | | パーソルP &T (人・炎認識 AI) Ridge-I (物体認識 AI) | | シャープ (点群デー タ解析) | パスコ(異 常検知AI) | | | | | パーソルP &T &T イムモニタ リング、緊 急通報) | |
| | 診断・診察 | 組織 | Ш | 第三弾記事 | フツパー | (オンフイン会議) | | | テクノロ ジックアー ト (本人認証) JBMIA (ドキュメ ントトラス ト基盤) | 0. | * | * | フツパー (AI-OCR) | | フツパー (画像認識 AI) | | | | | | | | | |
| | 証明 | 本人・身分証明書 | lŀ | | (カメラ、 センサー) アレドノ (書画カメ ラ) | | | ジックアート | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 講習・教育 | 知識、技能等 | Ħľ. | | 理研計器 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| な目的を達成する 情報に基づき多様 | 記録・保管 報告・申請・ 提出 公示・掲示 閲覧・交付 契約・取引・ 決済 | 書面・情報等 | | > 第四弾記事 | (センサ) 環境計測 (センサ) NTTedron | | KDDI(ド ローン) NTTedron e(ドロー ン) | | | * | * | * | | | | | NTTedron e(点群デー タ解析) | | | 理研計器 (モニタリ ング) KDDI(モニ タリング) NTTedror e(モニタリ ン境計測 (モニタリ ング計測 ンドニタリ | | | 環境計測 環境計測 イムモニタ リング、緊 急通報) | |

^{*} 技術解説記事で着目していないが多くの事業者で使用している技術



●法令:災害対策基本法第90条の2

- 法令に基づく業務:被災住家の被害認定調査(内閣府)
- ・概要:被災者から申請があったときは、市町村長は被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付しなければならないこととされている。【株式会社NTTデータ】

●法令:建築基準法第12条第1項・第2項、第88条第1項、建築基準法施行規則第5条第2項、第5条の2第1項、第6条の2の2第2項、第6条の2の3第1項

- ・法令に基づく業務:特定建築物等の定期調査・点検(国土交通省)
- ・概要:特定建築物(劇場、映画館、病院、ホテル、共同住宅、学校、百貨店等で一定規模以上のもの)や遊戯施設等(昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物)の損傷・腐食などの劣化状況等を、定期的に目視や打診、作動確認・機器測定等により、現場で・点検を行う。【編合警備保障株式会社、株式会社ミラテクドローン】

●法令:火薬類取締法施行規則第44条及び第44条の5

- ・法令に基づく業務:火薬類製造施設・火薬庫の土堤や防爆壁等の完成検査・保安検査(経済産業省)
- ・概要:火薬類の製造施設及び火薬庫(以下「火薬類関連施設」)に対して、建物を囲む土堤や防爆壁等の配置や構造等を完成検査や保安検査により国、自治体又は第三者が検査し、技術基準適合性やその維持状況の判定を行う。**【イームズロボティクス株式会社】**

○法令:建築基準法第7条から第7条の4

- ・法令に基づく業務:建築物に関する中間検査・完了検査(国土交通省)
- ・概要:建築主は、特定工程の工事を終えたとき又は工事を完了したときは、建築主事等の検査を申請しなければならないこととされている。【シャープ株式会社】

○法令:火薬類取締法施行規則第44条及び第44条の5

- 法令に基づく業務:検査方法に従って行う完成検査・保安検査のうち、火薬類関連施設の土堤等の検査(施設等間の距離、構造物の高さ、こう配、厚さ等を計測するもの)(経済産業省)
- 概要:火薬庫の外壁から保安物件に対する距離、土堤のこう配及び高さを巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。【株式会社パスコ】

○法令:鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第40条第2項第2号

・法令に基づく業務:火薬類の盗難及び火災防止のための監視(経済産業省) ・概要:火薬類を存置するにあたり、当該火薬類を存置する坑外の火薬類取扱所が必要な建物構造を満たさない場合に、見張人を常時配置する。【パーソルプロセス&テクノロジー株式会社】

○法令:養鶏振興法第7条第1項第2号

- ・法令に基づく業務:ふ化場における技能・経験を有する者の業務(農林水産省)
- ・橛要:ふ化場(人工のふ化法により種卵(鶏の受精卵)をふ化する事業所)において、種卵のふ化の際には常時、農林水産省令で定める経験を有する者が1人以上従事することとされている。【株式会社Ridge-i】

●法令:船員法施行規則第3条の9及び船員労働安全衛生規則第45条

- ・法令に基づく業務:点検・整備(国土交通省)
- ・概要: 船長は、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口並びに救命設備を少なくとも毎月一回点検し、かつ、整備しなければならないとされている。また、船舶所有者は、船員に使用させるべき保護具については、他の法令の規定により備える保護具を含めて、これを必要とする作業に同時に従事する人数と同数以上を船舶に備え、常時有効、かつ、清潔にこれを保持しなければならないとされている。【株式会社フツバー】

●法令:火薬類取締法施行規則第44条の7第2項及び第44条の9第2項、高圧ガス保安法第59条の35及び第62条

- ・法令に基づく業務:現地検査、立入検査(経済産業省)
- ・機要:経済産業大臣が行う保安検査・完成検査は、書類検査及び現地検査により行う。経済産業大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。また、経済産業大臣又は都適府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。【アレドノ合同会社】

●法令:公害紛争の処理手続等に関する規則第64条第1項等

- ・法令に基づく業務:記録の閲覧(総務省)
- ・概要:当事者は、中央委員会の許可を得て、あつせん、調停又は仲裁に係る事件の記録を閲覧することができる。【一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会、株式会社テクノロジックアート】

●法令:鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第39条第2項

- ・法令に基づく業務:調書の閲覧(総務省)
- ・概要:何人も、公害等調整委員会規則の定める手続に従い、調書を閲覧することができる。【一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、株式会社テクノロジックアート】

●法令:南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第15条

- 法令に基づく業務:南極環境構成要素の目視調査(環境省)
- ・概要:南極環境構成要素の観測又は測定は、南極環境構成要素の区分に従い、南極地域の環境の保護の観点から必要な限度において環境大臣があらかじめ指定する頻度で行うものとする。【株式会社NTT e-Drone Technology】

●法令:鉱山保安法施行規則第18条第17号、第21条第1項第3号、第26条第1号、第29条第1項第16号、第17号及び第19号

- ・法令に基づく業務:水質の定期検査(経済産業省)
- ・概要:鉱業廃棄物の埋立場付近の地下水の水質について、定期的に測定し、その結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。 【環境計測株式会社】

●法令:高圧ガス保安法第35条の2、ガス事業法施行規則第200条

- 法令に基づく業務:施設の定期自主検査、消費機器の定期調査(経済産業省)
- ・概要:第一種製造者、認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であって一日に製造する高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量以上である者又は特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定めるところにより 定期に保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならないとされている。また、消費機器の種類ごとに定められた頻度と事項で、調査を行うこと。**【KDDI株式会社】**

●法令:ガス事業法施行規則第17条、第22条、第78条、第90条、第126条及び第144条

- ・法令に基づく業務:ガスの成分・特性の検査・測定(経済産業省)
- ・概要:規定による熱量、圧力及び燃焼性の測定、ガスの成分の検査は、各号に掲げるところにより行わなければならない。**【理研計器株式会社】**